

道路交通法に係る審査基準の改定概要

1 趣旨

令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）については、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和4年政令第390号）により、令和5年4月1日から施行されることとなった。

改正法の施行により特定自動運行に係る許可制度等が新設されるとともに、小児用の車等の規定が改正されたため、審査基準の改定を行うものである。

2 主な改定内容

（1）審査基準「特定自動運行の許可」の新設

特定自動運行の許可について、必要な審査基準を新設する。

（2）審査基準「特定自動運行計画の変更の許可」の新設

特定自動運行計画の変更の許可について、必要な審査基準を新設する。

（3）審査基準「指定講習機関の指定」の改定

若年運転者講習を行う指定講習機関の基準が新設されたため、審査基準を改定する。

（4）審査基準「小児用の車の確認」の改定

警察署長の確認を受けるものが「小児用の車」から「乳母車」に改正されたため、審査基準を改定する。

（5）審査基準「車いすの確認」の改定

警察署長の確認を受けるものが「身体障害者用の車椅子」から「身体障害者用の車」に改正されたため、審査基準を改定する。

（6）その他所要の改定

3 施行予定日

令和5年4月1日